

# 1 有床診療所における具体的対応方針の策定について

## <現状>

- 「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け医政発0324第6号厚生労働省医政局長通知）で、**2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこと**となっている。
  - 現行の地域医療構想に係る**病院の具体的対応方針は、胆江医療圏を除いて策定済み**となっている。
- ## <対応状況>
- 今年度未までに地域医療構想調整会議で議論・策定を旨し、**各有床診療所において作業を順次策定作業を進めている。**
  - 様式については、下記作成イメージを参考に**圏域ごとに病院の具体的対応方針の項目と整合を図っている。**（各有床診療所が担う意向のある医療/医療機能ごとの病床数/他の医療機関との機能連携（任意））

- 地域医療構想については、各都道府県に対して、引き続き、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の申渡し等について」（令和2年1月17日付け通知）等における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくこととするが、その際、以下の留意点を追加的に示すこととする。

### 各都道府県に対して追加的に示す留意点

- ① 基本的な考え方
  - 今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、**2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。**
  - その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。
  - また、**2024年度より医師の時間外労働の上限規制が導入されることとされ**おり、こうした動きも見据え、各構想を進め、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確立を進めることとする。
  - 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合に加え、主体的に取組を進めるものである。
- ② 具体的な取組
  - 「人口100万人以上の構想区域における公立・公的」（令和3年7月1日付け通知）2.（3）において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」と示している。上記については、**2022年度及び2023年度において、公立・公的、民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこと**とする。
  - このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度未までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、**病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定**した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

### 【ポイント】

**有床診療所も2023年度に具体的対応方針を策定する必要**

## 具体的対応方針（○○診療所の役割と機能）

### 作成イメージ

所在地:

1 診療科目						
診療科目	RO 報告	R7 見込	急性期	回復期	慢性期	その他
病床機能 (稼働)						
RO 報告						0
R7 見込						0

3 その他(他の医療機関との機能連携等)

### <各圏域の有床診療所数> ※医療政策室調べ

○盛岡	: 34医療機関	○釜石	: 2 医療機関
○岩手中部	: 10医療機関	○宮古	: 5 医療機関
○胆江	: 8 医療機関	○久慈	: 4 医療機関
○両磐	: 6 医療機関	○二戸	: 6 医療機関
○気仙	: 4 医療機関		